

議案第 66 号

上越市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

上越市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 6 月 2 日提出

上越市長 村 山 秀 幸

上越市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上越市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年上越市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「指定都市」の次に「若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。